

在職老齢年金制度と高年齢雇用継続基本給付金のしくみ

1. 在職老齢年金制度

公的年金を受給できる人が、60歳以降「被保険者」として働きながら年金を受給する場合に、年金額と賃金等の合計額が一定の基準額を超えると年金の一部または全額が支給停止される制度。

総報酬月額相当分と基本月額に応じて、年金額の一部または全部が支給停止される。

総報酬月額相当額 = 標準報酬月額 + (その月以前1年間の標準賞与額の総額 ÷ 12)

基本月額 = 年金額 ÷ 12

(1) 60歳前半 (60～65歳未満) の在職老齢年金

① (総報酬月額相当額 + 基本月額) が 28万円以下の場合
基本月額を支給 (支給停止されない)

② (総報酬月額相当額 + 基本月額) が 28万円を超える場合
基本月額から以下の額を減じた額を在職老齢年金として支給

総報酬月額相当額 (=総)	基本月額 (=基)	基本月額から減ずる額
46万円以下	① 28万円以下	(総 + 基 - 28万円) × 1 / 2
	② 28万円超	総 × 1 / 2
46万円超	③ 28万円以下	(46万円 + 基 - 28万円) × 1 / 2 + (総 - 46万円)
	④ 28万円超	46万円 × 1 / 2 + (総 - 46万円)

③ (基本月額から減ずる額) × 12 = 特別支給の老齢厚生年金以上となる場合
年金の全額が支給停止

(2) 60歳後半 (65歳～) の在職老齢年金

老齢厚生年金 (2階) が調整される

老齢基礎年金 (1階) は全額支給される

① 報酬月額相当額 + 基本月額 ≤ 46万円 → 支給停止されない

② 総報酬月額相当額 + 基本月額 > 46万円 → 超えた額の2分の1が支給停止

③ (②の支給停止額) × 12 が老齢厚生年金額以上の場合 → 老齢厚生年金は全額支給停止

2. 高年齢雇用継続基本給付金（雇用保険から支給）

雇用保険被保険者が、60歳以降再雇用等されて賃金が低下した場合、低下した賃金に応じて給付金を支給して雇用の継続をはかる制度。

(1) 支給対象月

以下のすべての要件を満たした月

- ①被保険者の60歳に※達する日の属する月から65歳に達する日の属する月までの期間内にある各暦月。
- ②その月の初日から末日まで引き続き被保険者であり、かつ、育児休業給付金・介護休業給付金の対象となる休業をしなかった月に限る。

※○歳に達する日＝誕生日の前日

(2) 支給要件

支給対象月が以下のすべての要件を満たしている場合に高年齢雇用継続基本給付金が支給される。

- ①被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
- ②各支給対象月の賃金が※みなし賃金月額の75%未満であること。
- ③各支給対象月の賃金額が344,209円（2011.8.1～）未満であること
- ④支給対象月の高年齢雇用継続基本給付金の額が、1,864円を超えていること。

※みなし賃金月額（60歳前6ヵ月間の賃金の平均額）

60歳到達日直前の6ヵ月間に支払われた賃金の総額÷180×30

↓

<賃金の総額に含めないもの>

- ①臨時に支払われる賃金
- ②3ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（一時金等）

【支給対象月の具体例】

★60歳に到達した日の属する月

60歳の誕生日10月15日 賃金締切日毎月20日 賃金支払日毎月25日
賃金締切日の翌日から再雇用

下記の①と②を比べる

- ①10月25日に支給された賃金
- ②4月～9月に支給された賃金総額をもとに算出した「みなし賃金月額」

①が②の75%未満であれば、10月分の「高年齢雇用継続基本給付金」が支給されるが、60歳に到達した日の属する月は75%未満にならないことが多いので、実際に支給されるのは、11月分からになる。

★65歳に到達した日の属する月

賃金締切日毎月20日 賃金締切日に退職 誕生日が20日以降の場合は翌月の20日に退職

- ①誕生日が10月15日＝10月20日退職、高年齢雇用継続給付金は10月分まで支給
- ②誕生日が10月25日＝11月20日退職、高年齢雇用継続給付金は10月分まで支給
11月分は、65歳に達しているので不支給

(3) 手続き

高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、2ヵ月に一度（初回を除く）支給申請書を提出する。

① 提出者

事業主または被保険者。事業主が支給申請書を提出することについて労使協定を締結していれば、事業主が申請を行うことができる。

② 提出書類

- ・ 高年齢雇用継続給付支給申請書
- ・ 払渡希望金融機関指定届（被保険者個人の口座）

③ 添付書類

- ・ 雇用保険被保険者 60 歳到達時等賃金証明書
- ・ 支給申請書と賃金証明書の記載内容を確認できる書類（賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等）及び被保険者の年齢が確認できる書類等（運転免許証か住民票の写し）

④ 提出先

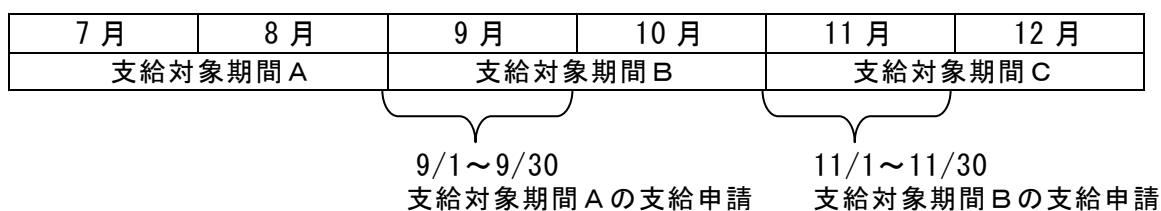
事業所の所在地を管轄する公共職業安定所

⑤ 提出時期

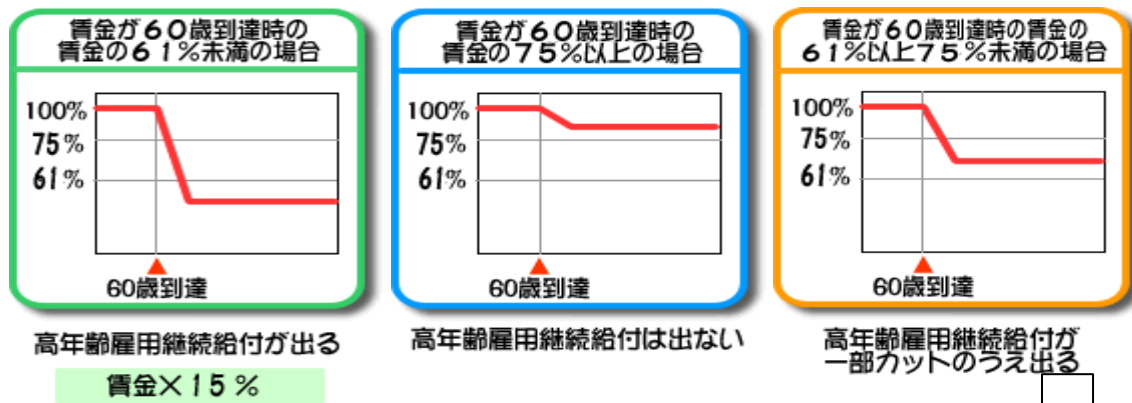
- ・ 初回の支給申請
最初に支給を受けようとする支給対象月（受給要件を満たし、給付金の対象となった月）の初日から起算して4ヵ月以内。
- ・ 2回目以降
管轄安定所長が指定する支給申請月の支給申請日（公共職業安定所から交付される「高年齢雇用継続基本給付金次回支給申請日指定通知書」に印字されている）事業所ごとに定められた型（奇数月・偶数月）があり、それに従って申請する。

⑥ 支給時期

申請書提出後、10日後くらいに被保険者の口座に振り込まれる。



(4) 支給額



$$\begin{aligned} \text{賃金の低下率 (A)} &= \text{賃金額} \div 60 \text{ 歳到達時の賃金} \times 100 \\ \text{支給率} &= \frac{-183 \times A + 13,725}{280} \times \frac{100}{A} \\ \text{支給額} &= \text{賃金額} \times \text{支給率} \div 100 \end{aligned}$$

☆ **60歳到達時賃金** の上限額は 451,800 円 (2011.8.1～)

60歳到達時賃金 50 万円、再雇用後の賃金 30 万円の場合

再雇用後の賃金低下率は、 $300,000 \div 500,000 \times 100 = 60\%$ ではなく、

$$300,000 \div 451,800 \times 100 = 66.4\% \quad \text{となる。 (支給率 8.46\%)}$$

☆ **支給額** が 1,864 円 (2011.8.1～) 以下のときは支給されない。

☆ **賃金** が 344,209 円 (2011.8.1～) 以上のときは支給されない。

☆ **賃金と支給額の合計** が 344,209 円を超えた場合は、344,209 円から賃金の額を減じた額しか支給されない。

<早見表>

低下率 (%)	支給率 (%)	低下率 (%)	支給率 (%)
75.00 以上	0.00	68.00	6.73
74.50	0.44	67.50	7.26
74.00	0.88	67.00	7.80
73.50	1.33	66.50	8.35
73.00	1.79	66.00	8.91
72.50	2.25	65.50	9.48
72.00	2.72	65.00	10.05
71.50	3.20	64.50	10.64
71.00	3.68	64.00	11.23
70.50	4.17	63.50	11.84
70.00	4.67	63.00	12.45
69.50	5.17	62.50	13.07
69.00	5.68	62.00	13.70
68.50	6.20	61.50	14.35
		61.00 以下	15.00

3. 高年齢雇用継続給付と年金の調整

高年齢雇用継続給付の支給が受けられるときは、在職老齢年金のしくみにより年金額が支給停止されることに加えてさらに標準報酬月額6%の範囲内で年金額が支給停止される。

再雇用後の標準報酬月額	調整額 (年金が支給停止される額)
①標準報酬月額が60歳到達時賃金の61%未満	標準報酬月額×0.06
②標準報酬月額が60歳到達時賃金の61%以上75%未満	標準報酬月額×調整率 $\text{調整率}(\%) = \frac{-183 \times A + 13,725 \times 100 \times \frac{6}{15}}{280 \times A}$ A = 賃金低下率
③標準報酬月額と高年齢雇用継続給付金の額の合計が、支給限度額(344,209円)を超えるとき	$(\text{支給限度額} - \text{標準報酬月額}) \times \frac{6}{15}$
④標準報酬月額が60歳到達時の賃金の75%以上であるとき、または支給限度額(344,209円)を超えるとき	高年齢雇用継続給付が支給されないの で、併給調整はなし。

<早見表>

標準報酬月額 60歳到達時賃金月額 (%)	調整率(年金支給停止率) (%)
75.00以上	0.00
74.00	0.35
73.00	0.72
72.00	1.09
71.00	1.47
70.00	1.87
69.00	2.27
68.00	2.69
67.00	3.12
66.00	3.56
65.00	4.02
64.00	4.49
63.00	4.98
62.00	5.48
61.00以下	6.00